

◎新潟県告示第1204号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年11月20日から実施する。

令和5年11月17日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
(略)	(略)	(略)	(略)
卷信用組合	"	卷信用組合	"
(略)	(略)	三條信用組合	三條市
		(略)	(略)